

福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について

地域福祉課福祉監査担当

1 評価基準	<p>(1) 放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月に厚生労働省から放課後児童クラブに係る評価基準が示された。 ・放課後児童クラブが第三者評価を受審した場合の加算を創設 1事業所あたり30万円（3年に1度）：子ども・子育て支援交付金 ・長野県においても令和3年度中に基準を策定し、令和4年度から放課後児童クラブを評価対象としていきたい。（資料4） <p>(2) 社会的養護施設関係（全国社会福祉協議会所管）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4受審期（令和4年度～令和6年度）に向けて以下の施設の基準の見直し検討中 <p>児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム</p>
2 押印の見直し	<p>(1) 県における押印廃止の取組みのため、評価機関から県へ提出される報告書等への押印を不要としたい。</p> <p>(2) 関連規定の改正</p> <p>「長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第2条第15号に規定する評価手法、評価項目等について」（資料2-1）</p> <p>(3) 関連様式の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長野県福祉サービス第三者評価結果報告書」（様式第1号）（第2条第17号関係）の評価機関代表者印（資料2-2） ・「長野県福祉サービス第三者評価結果報告書」（様式第1号）（第2条第17号関係）の評価結果を公表することの同意・不同意に関する代表者印（資料2-2） ・「福祉サービス第三者評価の結果」（様式第1号）（第2条第16号関係）、9第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント（別添4）の押印
3 苦情対応	<p>(1) 苦情の概要</p> <p>訪問調査時の評価調査者の言動に対し、受審事業者から苦情</p> <p>(2) 苦情に対する対応</p> <p>長野県から評価機関に対し改善を指示するとともに改善状況の報告を指示し、評価機関から改善報告書が提出された。</p> <p>(3) 公表</p> <p>長野県のホームページに掲載。</p>